



## ルールを守った屋外広告を 屋外広告物条例を紹介します

屋外広告物適正化週間に合わせ、市が行っている屋外広告物の適正化に向けた取組を紹介します。

### 許可を受けてから設置しましょう

屋外広告物は、日々の経済活動や市民活動における重要な情報伝達手段であるとともに、景観をつくる要素としても重要です。しかし、屋外広告物が制限なく設置されるとまちの景観が損なわれ、広告物による事故も心配されます。

そのため、一定の表示面積を超える広告物は、市条例に基づく許可と期間ごとの許可更新(点検報告含む)が必要です。許可基準は、設置する地域によって異なります。詳しくは市ウェブサイトです。許可基準・規制図をご覧ください。また、建築士地対策課にお問い合わせください。

### 屋外広告物適正化週間

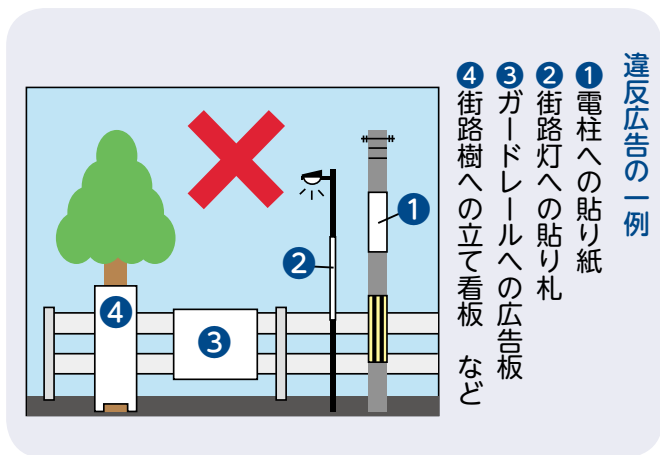
9月1～10日は、「屋外広告物適正化週間」です。この期間中は、全国各地で、違反広告物の是正指導を行うパトロールなど、官民が連携した意識啓発のための取組を実施しています。市では、市条例に違反している広告物の是正指導や、除却活動を重点的に行います。

## 問合せ

建築士地対策課(市役所7階)  
☎(55)2796 ☎(53)2773  
✉kentochi@div.city.fuji.shizuoka.jp



詳しくはこちら



### 違反広告の一例

- ① 電柱への貼り紙
- ② 街路灯への貼り札
- ③ ガードレールへの広告板
- ④ 街路樹への立て看板 など

### 違反広告物で困ったときは…

市は、年間を通じて違反広告物の是正指導を行っています。ガードレールや電柱、街路灯などに設置された違反広告物や、自宅やアパート、駐車場等の塀やフェンスなどに無断で設置された広告物でお困りの人は、建築士地対策課にご相談ください。



## 住むなら富士市！ 住みやすい住宅・住環境を目指して

住まい、住環境セーフティネットの視点から、誰もが住みやすい安全で快適な住環境を実現し、快適な暮らしを続けられるまちを目指します。

### 第二次富士市住宅マスタープラン(住生活基本計画)後期計画を策定しました

#### 1 住まい

##### 安全で良質な住宅ストックの形成と利活用

- ・リフォームなどによる既存住宅の質の向上や中古住宅の活用を目指します。
- ・働き方改革の進展や新型コロナウイルス感染症への対応を背景として、テレワーク等へ対応可能な住宅の確保に向け支援します。
- ・耐震性能の向上など、災害に強い住宅ストックを確保します。
- ・空き家の進行段階や状況に応じた効果的な対策を進めます。
- ・脱炭素社会に向けた住宅分野の環境負荷を低減します。

#### 2 住環境

##### 良好で持続可能な住環境の創出

- ・近年増加傾向にある自然災害等に対する安全性や防犯性などを向上させます。
- ・富士山や駿河湾などの美しい景観、生活に安らぎを与える緑などを、潤いある住環境の創出に生かします。

#### 3 セーフティネット

##### 誰もが安心して暮らすことのできる住生活の確保

- ・高齢者や障害者が同居する世帯の住宅改善を促進するとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した住宅の普及・啓発を進めます。また、若者などが、安心して暮らすことのできる住まいを確保することを目指します。
- ・市営住宅の更新と適切な管理運営を行うとともに、民間の住宅ストックなどを効果的に活用することで、住宅セーフティネットとしての役割を果たします。
- ・多発する自然災害に備え、災害発生後に被災者に対する住まいを迅速に確保します。

##### ★住宅ストック

ストックは「在庫」という意味。住宅ストックは、特に社会資本としての側面に着目した、現存する住宅のこと



## 問合せ

住宅政策課  
☎(55)2814 ☎(57)28028  
✉to-jutaku@div.city.fuji.shizuoka.jp



詳しくはこちら